

2008年9月25日
総務省研究会・職員団体ヒアリング
自治労大阪府本部

大阪府内における臨時・非常勤等職員制度の実態と課題について

1. はじめに（研究会への期待）

2. 大阪の臨時・非常勤等職員の現状（任期付短時間勤務職員を含む）

(1) 臨時・非常勤等職員数

- ・ 23,399人（2006年自治労組織実態調査：自治労組織のある自治体を対象）
- ・ 全職員に占める割合は、各自治体の平均で27～30%程度
- ・ 町村では50%近くに達する自治体もある

(2) 職種

- ・ 一般行政事務、市民窓口、各種相談員、各種指導員、国民健康保険料徴収員、臨床心理士、図書館司書、介護職員、学童保育指導員、保育士、調理員、看護師など
- ・ 資格職、非資格職を問わず、あらゆる業務や職種、特に市民サービス提供の第一線を担っている
- ・ 職種（保育職場等）によってはその数が正規職員数を超えるところもある
- ・ 勤続年数が長期化する傾向にある

(3) 任用形態

- ・ 地公法22条「臨時職員」、同法17条「一般職非常勤職員」、同法3条3項「特別職非常勤職員」…もっとも多いのは特別職非常勤職員の形態
- ・ 任期付採用法5条「任期付短時間勤務職員」
- ・ 上記のいずれに属するのか明確でない例もある

(4) 任期付採用法

- ・ 同法5条の条例化は10市町村、うち実際運用は6市、職員数は900人
- ・ 同制度活用の若干の経過

3. 臨時・非常勤職員の課題

(1) 現状

- ・地位確認・損害賠償請求訴訟の続発
- ・非常勤職員の雇い止めを巡る判例の動向

(2) 問題点

- ①自治体業務の重要な役割を担う臨時・非常勤職員の職務と処遇との乖離
 - ・理不尽な雇い止め、任用根拠の変更
 - ・官製ワーキングプアとも称されるような処遇
- ②「法の谷間」に存在する臨時・非常勤等職員
 - ・民間のパート労働者に適用される法律が適用されない

(3) 今後の「あり方」への検討の方向

- ・雇い止め問題に対する規制と救済策
- ・処遇の改善
 - 非常勤職員への諸手当支給の改善…地方自治法の改正
 - 休日・休暇制度の整備・保障

4. 任期付短時間勤務職員制度の課題

(1) 任用できる業務の範囲の問題

- ①「住民への直接サービスの時間延長や繁忙時の充実」などに限定
 - ・本格的業務を予定していながら、補完的・補助的業務のイメージ
 - 自治体業務に広く活用しにくい
- ②求められる改善の方向
 - ・「拡充したサービス提供体制の維持」や「恒常的な住民サービスに関わる業務」のために広く活用されるべき
 - ・現在働いている臨時・非常勤等職員の職にも適用しやすい制度とする

(2) 任用期間の問題

- ①任期付短時間勤務職員制度が広がらないもつとも大きな理由のひとつ
 - ・任期が明確であり、任期の更新に不安
- ②改善の方向性
 - ・任用更新（再度の任用）にあたって要件・手続きの簡素化
 - 「能力の実証」としての勤務実績等を勘案するなどの選考とする
 - ・人材育成の視点

5. 臨時・非常勤等職員制度全体の課題

- ・ 臨時・非常勤職員、任期付短時間勤務職員の地位向上
- ・ 雇い止めに対する規制と救済策
- ・ パート労働法や、国家公務員に対する「非常勤職員の給与等に関する指針」（人事院）との整合性
- ・ 「任期の定めのない短時間勤務職員制度」の創設

自治労臨時・非常勤等職員実態調査の結果（中間報告・概要）

2008 年 6 月 1 日、全自治体を対象に臨時・非常勤等職員の実態調査を実施

■回答（08 年 9 月 1 日現在）

986 自治体（都道府県 23、市区町村 963）、全自治体の 53.1%の回答

■概要

(1) 総数

回答自治体の臨時・非常勤等職員数は、297,571 人。

全職員に対する比率は 27.8%、政令市を除く一般市と町村では平均で 3 割を超える。

<臨時・非常勤等職員の総数と比率>

	都府県	政令市	一般市	町村	計
臨時・非常勤等職員数	30,473	37,511	191,573	38,014	297,571
常勤職員数	154,633	121,323	413,062	84,907	773,925
臨時・非常勤等職員数の比率	16.5%	23.6%	31.7%	30.9%	27.8%

(2) 勤務時間と勤続年数

臨時・非常勤等職員数の 6 割以上はフルタイムかそれに近い状態で勤務。

3 割は勤続 3 年を超える。

特定の職種ではほとんど全員か（各種相談員、学童指導員）、半数以上（保育所、学校給食、図書館、公民館）が臨時・非常勤という実態。

<勤務時間別人数・分布>

常勤職員と同じ	3/4 以上	1/2 以上	1/2 未満
77,720	95,238	59,569	46,660
27.8%	34.1%	21.3%	16.7%

<職種別に見た臨時・非常勤等職員の数・比率>

	保育士	学校給食	学童指導員	看護	図書館	相談員	公民館
臨時・非常勤等職員数	46,572	19,793	15,534	10,228	8,603	8,661	7,563
常勤職員数	46,987	17,069	1,269	45,885	5,371	631	5,081
臨時・非常勤等職員数の比率	49.8%	53.7%	92.4%	18.2%	61.6%	93.2%	59.8%
	学校用務	清掃	上下水道	病院事務	その他非現業	その他現業	
臨時・非常勤職員数	6,842	3,519	2,235	2,202	111,733	29,426	
常勤職員数	10,378	15,252	30,488	4,915			
臨時・非常勤等職員数の比率	39.7%	18.7%	6.8%	30.9%			

(3)賃金

全体の6.5割が日給・時給型で、その半数が時給900円未満。

月給型では5.5割が16万円未満で、8割は年収200万円以下と極めて低い賃金水準。

<日給・時給型の場合の賃金分布>

800円未満	900円未満	1000円未満	1500円未満	2000円未満	2000円以上
40,704	52,935	31,866	37,420	4,203	7,694
22.1%	28.7%	17.3%	20.3%	2.3%	4.2%

<月給型の場合の賃金分布>

10万円未満	12万円未満	14万円未満	16万円未満	18万円未満	20万円未満	20万円以上
9,272	5,703	15,344	23,985	16,511	9,089	13,265
9.5%	5.9%	15.8%	24.7%	17.0%	9.3%	13.6%

(4)任用根拠

任用の法的根拠は、22条＝臨時職員がほぼ半数。

3条3項＝特別職非常勤が3分の1。

17条＝一般職非常勤が6分の1。

その区分は自治体ごとで相違。

任期付短時間職員は極めて少ない(0.6%)。

<臨時・非常勤等職員の任用根拠法別人数・比率>

A. 22条 臨時職員	Aと思 われる 職員	B. 3条3項 特別職 非常勤職員	Bと思 われる 職員	C. 17条 一般職 非常勤職員	Cと思 われる 職員	任期付短時 間勤務職員	育児休業 代替職員	不明
120,266	19,393	91,014	5,962	38,500	7,818	1,910	3,160	6,907
139,659		96,976		46,318				
47.4%		32.9%		15.7%		0.6%	1.1%	2.3%